

令和4年10月定例会議事日程

令和4年10月3日

午後1時30分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課9月行事報告

第 5 議 案

第53号議案 令和4年度島原市教育委員会表彰について

第54号議案 島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付要綱

第55号議案 島原市所蔵古文書調査事業指導委員会設置要綱の一部を
改正する要綱

第56号議案 島原市所蔵古文書調査事業指導委員会委員の委嘱につい
て

第57号議案 島原市文化財保存活用地域計画作成委員会設置要綱の一
部を改正する要綱

第58号議案 島原市文化財保存活用地域計画作成委員会委員の委嘱に
ついて

第59号議案 島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金交付
要綱

第 6 次回定例会教育委員会日程

第 7 そ の 他

(1) 報告事項

① 10月行事予定表

② 9月市議会定例会一般質問報告

(2) その他

島原市教育委員会

議 案 集

- 第53号議案 令和4年度島原市教育委員会表彰について
- 第54号議案 島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付要綱
- 第55号議案 島原市所蔵古文書調査事業指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱
- 第56号議案 島原市所蔵古文書調査事業指導委員会委員の委嘱について
- 第57号議案 島原市文化財保存活用地域計画作成委員会設置要綱の一部を改正する要綱
- 第58号議案 島原市文化財保存活用地域計画作成委員会委員の委嘱について

令和4年10月3日 定例会

第 5 3 号議案

令和 4 年度島原市教育委員会表彰について

令和 4 年度島原市教育委員会表彰について、別紙被表彰者の承認を求める。

令和 4 年 1 0 月 3 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市教育委員会表彰規程第 2 条の規定により、令和 4 年度の島原市教育委員会表彰を行おうとするものである。

令和4年度 島原市教育委員会表彰 被表彰者

番号	部門	氏名	年齢	住所	備考	功 勞 内 容	推薦者名
1	校 医 の 部	カワハラ イクオ 河原 郁夫			第三小学校学校医 21年6月	平成13年3月から、現在に至るまで21年間にわたり、学校医として児童の健康管理と保健衛生の指導に尽力された。 また、定期健康診断だけでなく、養護教諭を通して教職員への健康指導・助言をいただき、学校保健に対する意識の向上に努められた。 ○在職年数 21年6月 ○在職歴 平成12年3月9日～現在 島原市立第三小学校学校医	学校教育課長
2	校 医 の 部	モリモト イクヤ 森元 郁哉	6		有明中学校学校歯科医 20年6月	平成14年4月から、現在に至るまで20年間にわたり、学校歯科医として児童の健康管理と保健衛生の指導に尽力された。 大変温厚な人柄であり、丁寧な検診と親切な指導で、児童はもちろん、保護者や教職員にも信望が厚い。 ○在職年数 20年6月 ○在職歴 平成14年4月1日～現在 島原市立有明中学校学校歯科医	学校教育課長
3	育 友 会 の 部	アリマ トシオ 有馬 敏雄			第五小学校育友会会長 3年	平成28年度から平成30年度まで育友会副会長を3年間、令和元年度から令和3年度までの3年間育友会会長として熱心に育友会活動に熱心に取り組んだ。特に令和3年度には本校の今後の育友会組織の在り方について、組織改革に率先して取り組んだ。令和4年度は顧問として、育友会本部役員を精力的に支援している。周囲からの人望も厚い。 ○在職年数 3年 ○在職歴 令和元年4月19日～ 令和4年4月22日 島原市立第五小学校育友会会長	第五小学校長
4	育 友 会 の 部	サカイ トシハル 酒井 俊治			第三小学校育友会会長 2年 第二中学校育友会会長 1年5月	島原市立第三小学校育友会会長及び第二中学校育友会会長を歴任にした。児童生徒の健全な成長を目指して、保護者と教職員が学校教育や家庭教育に理解を深め、相互に協力できる組織づくりに尽力した。加えて、児童生徒の校外における生活指導の充実や地域における教育環境の改善を図るなど、育友会活動の推進と充実に尽力した。育友会活動時はもちろん、平時から仕事の合間に学校に足を運ぶなど、まじめにで責任感が強く、誠実な人柄である。 ○在職年数 3年月 ○在職歴 平成27年4月～平成29年4月 島原市立第三小学校育友会会長 令和3年4月～令和4年4月 島原市立第二中学校育友会会長	第二中学校長

令和4年度 島原市教育委員会表彰 被表彰者

番号	部門	氏名	年齢	住所	備考	功 勞 内 容	推薦者名
5	社会教育の部	ヨシダ マコ 吉田 真			島原市少年センター 少年補導委員	平成29年4月1日から現在までという永きに渡り、島原市少年センター少年補導委員として、毎月の月例委員会や青少年の街頭補導及び非行防止活動に尽力された。 ○在職期間 5年6月 ○在籍歴 平成29年4月1日～現在	社会教育課長
6	体育保健の部	マスタ シゲイチロウ 増田 繁一郎			スポーツ少年団指導者 杉谷サッカースポーツ少年団	・サッカーの指導を通して子どもたちの健全育成に尽力している。 ・C級指導コーチの免許を保有し、質の高い指導とともに、低学年でも楽しめる練習方法を取り入れ、部員の普及にも努めている。現在は、継続した熱心な取組で部員が21名である。 ・部の指導はもとより、島原市におけるサッカーの普及にも尽力している。 →平成27～ 市技術委員長 →令和3～ 市副理事長 ○在職年数 8年目 ○勤務履歴 平成27年～現在 杉谷サッカースポーツ少年団	第四小学校長
7	体育保健の部	ナガタ カツロウ 永田 勝郎			スポーツ少年団指導者 杉谷女子バレーボールクラブ	・バレーボールの指導を通して子どもたちの健全育成に尽力している。 ・初心者にも分かりやすい丁寧な指導で、子どもたちだけでなく保護者からの信頼が厚い。 ・根気強い取組で、創部以来初めて令和4年度に市内で優勝し、県大会出場を達成する。 ○在職年数 7年目 ○勤務履歴 平成28年～現在 杉谷女子バレーボールクラブ監督	第四小学校長
8	体育保健の部	ナガタ アカネ 永田 茜			スポーツ少年団指導者 杉谷女子バレーボールクラブ	・バレーボールの指導を通して子どもたちの健全育成に尽力している。 ・アタックやレシーブなどの各技能をしてみせて示すなど、分かりやすい指導を心掛け、子ども興味を高めている。 ・根気強い取組で、創部以来初めて令和4年度に市内で優勝し、県大会出場を達成する。 ○在職年数 7年目 ○勤務履歴 平成28年～現在 杉谷女子バレーボールクラブコーチ	第四小学校長

令和4年度 島原市教育委員会表彰 被表彰者

番号	部門	氏名	年齢	住所	備考	功 勞 内 容	推薦者名
9	部活動指導の部	ヨシダ クシゲ 吉田 徳成			中学校部活動外部指導者 第一中女子バレーボール部	本市から委嘱された本校女子バレーボール部外部指導者として、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむための能力や態度を育てるとともに、体力の向上や健康の増進を図っている。また、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成し、生徒の健全な人間形成に尽力なさっている。本校の部活動運営方針に沿って、熱心かつ丁寧に指導にあたるなど、誠実な人柄がうかがえる。これまでの地道な指導を通して、生徒を市中学校新人大会優勝や、各種大会での入賞を導いている。 ○外部指導者年数 5年6月 ○外部指導者歴 平成28年4月1日～現在 島原市立第一中学校 女子バレーボール部	第一中学校長
10	部活動指導の部	ハラダ ヨシユキ 原田 佳幸			中学校部活動外部指導者 第一中男子ソフトテニス部	本市から委嘱された本校男子ソフトテニス部外部指導者として、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむための能力や態度を育てるとともに、体力の向上や健康の増進を図っている。また、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成し、生徒の健全な人間形成に尽力なさっている。本校の部活動運営方針に沿って、熱心かつ丁寧に指導にあたるなど、誠実な人柄がうかがえる。これまでの地道な指導を通して、生徒を市中学校体育大会優勝や、各種大会での入賞を導いている。 ○外部指導者年数 5年6月 ○外部指導者歴 平成27年4月1日～平成28年3月31日 平成30年4月1日～現在 島原市立第一中学校 男子ソフトテニス部	第一中学校長
11	徳 行 の 部	カジヤマ セイゴウ 梶山 正剛			寄付行為 (島原市奨学金貸付基金)	令和4年8月 島原市奨学金貸付基金に100万円を寄附され、本市の教育振興に多大な貢献をされた。	教育総務課長

(参考)

○島原市教育委員会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、本市教育の振興並びに学術その他文化及び体育の進展に特に寄与したものの表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 次の各号に該当する個人又は団体に対しては、教育委員会が表彰する。

- (1) 公益事業に尽瘁し教育的に功労があり一般の模範と認められるもの
- (2) 特に教育的に奇篤な行為があったもの
- (3) 学校医・学校歯科医等が各学校の嘱託として永年在職し功労のあったもの
- (4) その他教育委員会において表彰に値するものと認めたもの

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 表彰状
- (2) 感謝状

(賞金の附与)

第4条 前条の表彰状及び感謝状には、賞金又は記念品等を附与することができる。

(表彰申請)

第5条 第2条の規定に該当する個人又は団体で表彰するに値するものがあるときは、別表の様式により教育委員会に申請しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和29年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年10月6日教委告示第18号)

この規程は、告示の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別表 (省略)

第54号議案

島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、物価高騰等による学校給食への影響が生じる中、保護者に新たな負担を求めることなく、学校給食を実施するため、予算の定めるところにより学校給食会(以下「補助対象者」という。)に対し、島原市立小・中学校学校給食費支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、島原市補助金等交付規則(昭和58年島原市規則第9号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が学校給食に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食材費(物価高騰に伴い負担を要した部分)
- (2) 物価高騰等に伴い負担を要した経費で、その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付申請)

第3条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(補助金の決定)

第4条 市長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、

相当と認めるときは、島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の変更申請）

第5条 前条の交付決定の通知を受けた補助対象者は、交付決定を受けた後、交付決定額に変更の必要が生じたときは、島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付決定額変更申請書（様式第3号）（以下「変更申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更申請書の提出があったときは、申請内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、相当と認めるときは交付すべき補助金額の変更を決定し、島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付決定額変更通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第6条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に支払った補助金を返還させることができる。

- （1） 偽り又は不正な手続により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を目的外に使用したとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか市長が不相当と認めたとき。

（実績報告）

第7条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、島原市立小・中学校学校給食費支援補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交

付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し適合すると認められた場合は、交付すべき補助金等の額を確定し、島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付額確定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。この場合において、交付額を超える補助金等が交付されているときは、市長は返還期限を定めて補助対象者に返還を請求するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助対象者は、補助金に交付を受けようとするときは、島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、第7条及び第10条の規定については、令和5年3月31日以後もなおその効力を有する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

島原市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

㊟

年度島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付申請書

年度における島原市立小・中学校学校給食費支援補助金について島原市立小・中学校
学校給食費支援補助金 円を交付されるよう、島原市立小・中学校
学校給食費支援補助金交付要綱第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

令達先 住 所
団 体 名
代表者名

㊟

年度島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度島原市立小・中学校学校給食費支援補助金の交付について、島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

年 月 日

島原市長

㊟

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

島原市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

㊟

年度島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付決定額変更申請書

年 月 日付で交付決定通知のあった島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付補助金について、島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により、交付決定額の変更について、下記のとおり申請します。

記

1 補助金等名称 島原市立小・中学校学校給食費支援補助金

2 変更理由

3 補助金交付決定額の変更申請額

交付決定額 円

変更申請額 円

差引増減額 円

4 添付書類

(1) 児童・生徒給食提供数確認書（月別）、児童・生徒給食提供数確認書（日別）

令達先 住 所
団 体 名
代表者名 ㊟

年度島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付決定額変更通知書

年 月 日付島原市指令第 号で 通知した 年度島原市立小・中学校学校給食費支援補助金について、島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知する。

年 月 日

島原市長 ㊟

記

1 補助金交付変更決定額

交付決定額	円
変更申請額	円
差引増減額	円

2 その他

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

島原市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

㊟

年度島原市立小・中学校学校給食費支援補助金実績報告書

年 月 日付島原市指令第 号で交付の決定の通知があった島原市立小・
中学校学校給食費支援補助金について、島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付要
綱第7条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 補助対象経費に係る領収書その他の支出を証すべき書類
- 2 補助対象経費の内訳書

令達先 住 所
団 体 名
代表者名 ⑩

年度島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付島原市指令第 号で交付の決定をした 年度島原市立小・中学校学校給食費支援補助金について、島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおりその額を決定したので、通知する。

年 月 日

島原市長

- | | |
|--------------|-------|
| 1 交付決定額 | 円 (a) |
| 2 交付確定額 | 円 (b) |
| 3 精算額(a)-(b) | 円 (c) |
| 4 精算による返還額 | 円 |
| 5 返還期限 | 年 月 日 |

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

島原市長 様

申請者 (住所)

(氏名)



年度島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付請求書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付確定の通知があった、島原市立小・中学校学校給食費支援補助金を下記のとおり交付されるよう、島原市立小・中学校学校給食費支援補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

1 交付請求額 円

2 受領方法 口座振替・窓口払い

金融機関	銀行		支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

令和4年10月3日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

物価高騰等による学校給食への影響が生じる中、保護者に新たな負担を求めることなく、学校給食を実施するため、この要綱を定めようとするものである。

第55号議案

島原市所蔵古文書調査事業指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱

島原市所蔵古文書調査事業指導委員会設置要綱（平成31年島原市教育委員会告示第5号）

の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「平成34年3月31日」を「、委嘱の日から調査事業が終了する日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

令和4年10月3日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

島原市所蔵古文書調査事業期間が延長となったことから、新たに島原市所蔵古文書調査事業指導委員会委員を委嘱する必要があるため、この要綱を改正するものである。

島原市所蔵古文書調査事業指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解 説 及 び 資 料
<p>(組織等) 第3条 略 2 略 3 委員の任期は、<u>委嘱の日から調査事業が終了する日ま</u> でとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期 間とする。</p>	<p>(組織等) 第3条 略 2 略 3 委員の任期は<u>平成34年3月31日まで</u>とする。ただし、補 欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	

(参考)

○島原市所蔵古文書調査事業指導委員会設置要綱

平成31年2月1日教育委員会告示第5号

島原市所蔵古文書調査事業指導委員会設置要綱

(設置)

第1条 島原市が実施する島原市所蔵古文書調査事業を円滑に実施するため、島原市所蔵古文書調査事業指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 島原市が所蔵する古文書のうち、未整理資料の調査の範囲及び方法に関すること。
- (2) 目録の内容に関すること。
- (3) 教育委員会への助言に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めること。

(組織等)

第3条 委員会は、3人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、古文書について専門的な知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から調査事業が終了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は委員長が招集する。ただし、委員選任後最初に行われる会議は教育長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会教育課が処理する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

第56号議案

島原市所蔵古文書調査事業指導委員会委員の委嘱について

島原市所蔵古文書調査事業指導委員会委員として、次の者を委嘱する。

氏名	所属	役職	備考
岩崎 義則	九州大学大学院人文科学研究院	准教授	日本近世史
伊藤 昭弘	佐賀大学地域学歴史文化研究センター	教授	日本近世史
松尾 晋一	長崎県立大学地域創造学部 公共政策学科	教授	日本近世史

(任期：令和4年10月4日から、調査事業が終了する日まで)

令和4年10月3日 提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市所蔵古文書調査事業指導委員会設置要綱第3条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(参考)

島原市所蔵古文書調査事業指導委員会設置要綱（抜粋）

(組織等)

第3条 委員会は、3人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、古文書について専門的な知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から調査事業が終了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第57号議案

島原市文化財保存活用地域計画作成委員会設置要綱の一部を改正する要綱

島原市文化財保存活用地域計画作成委員会設置要綱（令和3年島原市教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「12名」を「14名」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

令和4年10月3日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

島原市文化財保存活用地域計画作成委員の定数を変更するため、この要綱を改正しようとするものである。

島原市文化財保存活用地域計画作成委員会設置要綱の一部を改正する要綱（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解 説 及 び 資 料
<p>(組織) 第3条 委員会は、委員14名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。 (1)～(5) 略</p>	<p>(組織) 第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。 (1)～(5) 略</p>	

(参考)

○島原市文化財保存活用地域計画作成委員会設置要綱

令和3年8月3日教育委員会告示第14号

島原市文化財保存活用地域計画作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3第1項に規定する本市における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画作成するため、島原市文化財保存活用地域計画作成委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- (2) 文化財の保存及び活用を図るために本市が講ずる措置の内容
- (3) 文化財を把握するための調査に関する事項
- (4) その他委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員14名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財所有者又は保持者
- (3) 文化財に関係する機関・団体の関係者
- (4) 観光又はまちづくりに関係する機関・団体の関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域計画作成が完了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員選任後、最初に行われる会議は、教育長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、オンラインや書面による会議を開催することができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 このほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月3日から施行する。

第58号議案

島原市文化財保存活用地域計画作成委員会委員の委嘱について

島原市文化財保存活用地域計画作成委員会委員として、次の者を委嘱する。

氏名	所属	備考（専門分野）
中尾 篤志	長崎県教育庁学芸文化課	文化財関係機関

（任期：令和4年10月3日から地域計画の作成が完了する日まで）

令和4年10月3日 提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

島原市文化財保存活用地域計画作成委員会設置要綱第3条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(参考)

島原市文化財保存活用地域計画作成委員会設置要綱（抜粋）

(組織)

第3条 委員会は、委員14名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財所有者又は保持者
- (3) 文化財に関する機関・団体の関係者
- (4) 観光又はまちづくりに関する機関・団体の関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域計画の作成が完了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参考)

島原市文化財保存活用地域計画作成委員会委員名簿

氏名	所属	備考(専門分野)
松尾 卓次	島原市文化財保護審議会会長	文化財関係機関 (郷土史)
宮崎 貴夫	元長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター	学識経験者 (考古学)
山田 由香里	長崎総合科学大学教授	学識経験者 (建築史)
根井 淨	島原市文化財保護審議会委員	文化財関係機関 (文化史・民俗学)
大石 一久	元長崎歴史文化博物館研究グループリーダー	学識経験者 (石造物)
諸山 正則	元文化庁文化財調査官 元東京国立近代美術館主任研究官	学識経験者 (工芸)
長井 大輔	島原市文化財保護審議会委員	文化財関係機関 (地質鉱物)
納富 健一郎	納富造園代表 日本樹木医会長崎支部会員	学識経験者 (樹木)
東村 晃二	(株)島原観光ビューロー (島原城指定管理者) 総合企画支援部長	観光・まちづくり 関係団体
内田 豊	みんなでスクイを作ろう会代表	観光・まちづくり 関係団体
岡野 了	武家屋敷保勝会会長	観光・まちづくり 関係団体
金子 加代子	元島原木綿織保存会代表	文化財所有者・保持者
中尾 篤志	長崎県教育庁学芸文化課	文化財関係機関

(任期：令和3年8月3日から地域計画の作成が完了する日まで)

追加

島原市教育委員会

議案集

第59号議案 島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金交付要綱

令和4年10月3日 定例会

第59号議案

島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組として、島原市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）における修学旅行の中止等に伴うキャンセル料等に係る費用に対し、保護者の負担軽減を図ることを目的として、予算の定めるところにより島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金交付要綱（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、島原市補助金等交付規則（昭和58年島原市規則第9号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 修学旅行 島原市立小・中学校管理規則（昭和32年5月29日教委規則第1号）第6条第1項の修学旅行をいう。
- (2) キャンセル料等 修学旅行のために予約した宿泊施設、交通手段等を変更又は解約した場合に発生する違約金などをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる保護者（以下「補助対象者」という。）は、修学旅行に参加の申込みをしていた学校に所属する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当するものと

する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策として中止され、又は延期された修学旅行に参加を予定していた小中学校の児童又は生徒の保護者
 - (2) 新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触、発熱等により、修学旅行への参加をやむを得ず断念し、又は修学旅行を日程の途中で中止した小中学校の児童又は生徒の保護者
 - (3) その他市長が特に認めた者
- (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、修学旅行において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に対する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 校長が修学旅行を中止又は旅程の変更をしたこと等により発生したキャンセル料等について、旅行会社に支払う経費
 - (2) 修学旅行の参加予定者が新型コロナウイルス感染症に罹患した等により、校長が該当参加予定者を修学旅行に参加させないとした場合に発生したキャンセル料等（以下「キャンセル料等」という。）について、旅行会社に支払う経費
 - (3) その他市長が必要と認める経費
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、第2条第2号のキャンセル料等相当額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、島原市立小・中学校修学旅行キャンセ

ル料等補助金交付申請書（様式第1号）にキャンセル料等を支払ったことを証する書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

2 補助対象者は、第4条第1号に該当する場合については、補助金の交付申請及び請求に関する権限を、学校長に委任することができる。

3 前項の委任の手続きについては、各学校が別に定める方法により行うものとする。

（学校長が行う場合の交付申請）

第6条の2 前条第2項の学校長が行う場合の補助金の交付申請は、島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 補助対象経費に係る見積書又は請求書

（2） 修学旅行の計画書

（3） 補助対象者に係る児童生徒の名簿

（4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、補助金の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

この場合において、第6条第1項に該当する申請にあつては、規則第21条の規定により、規則第7条の交付決定及び規則第14条の交付確定額の手続きを併合して行うものとする。

（実績報告）

第8条 申請者は、キャンセル料等の支払が完了したときは、速やかに島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 補助対象経費に係る領収書その他の支出を証すべき書類

（2） 補助対象経費の内訳書

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合は、その内容を審査の上、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金交付額確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 第7条又は前条の規定により通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正な方法により補助金の交付を受けた者があるときは、その者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

島原市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

㊟

年度島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金交付申請書

年度における島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金について島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金 円を交付されるよう、島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象経費に係る見積書又は請求書
- 2 修学旅行の計画書
- 3 補助対象者に係る児童生徒の名簿
- 4 その他市長が必要と認める書類

令達先 住 所
団 体 名
代表者名

⑩

年度島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度島原市小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金の交付について、島原市小中学校修学旅行キャンセル料等補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

年 月 日

島原市長

1 交付決定額 円

2 交付決定の内容

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

島原市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

㊤

年度島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金実績報告書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付決定通知のあった島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金について、島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額 円

2 実 績 額 円

3 添付書類

(1) 補助対象経費に係る領収書その他の支出を証すべき書類

(2) 補助対象経費の内訳書

令達先 住 所
団 体 名
代表者名

㊟

年度島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金交付額確定通知書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付の決定をした 年度島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金について、島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

島原市長

㊟

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

島原市長 様

申請者 (住所)

(氏名)



年度島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金交付請求書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付確定の通知があった島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金を下記のとおり交付されるよう、島原市立小・中学校修学旅行キャンセル料等補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

1 請求額 円

2 受領方法 口座振替・窓口払い

金融機関	銀行		支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

令和4年10月3日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組として、修学旅行の中止等に伴うキャンセル料等に係る費用に対し、保護者の負担軽減を図るため、この要綱を定めようとするものである。

島原市教育委員会

報 告 事 項

- 行事報告
- 行事予定表
- 9月市議会定例会一般質問報告

令和4年10月3日 定例会

教育委員会 10月定例会 報告事項

[9月]

(教育総務課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	木	一般質問検討会	9:00	本庁庁議室	教育長、教育次長 各課長、各班長
2	金	9月市議会定例会開会（議案上程、説明等）	10:00	本庁議場	教育長、教育次長、各課長
2	金	新型コロナウイルス感染症対策本部	13:30	本庁庁議室	教育長、教育次長
5	月	条件付職員最終面接	9:00	本庁庁議室	教育長
7	水	9月市議会定例会一般質問	10:00	本庁議場	教育長、教育次長、各課長
8	木	9月市議会定例会一般質問	10:00	本庁議場	教育長、教育次長、各課長
9	金	9月市議会定例会一般質問 議案質疑、委員会付託	10:00	本庁議場	教育長、教育次長、各課長
12	月	9月市議会定例会総務委員会	10:00	本庁第一会議室	教育長、教育次長、各課長、班長
14	水	9月市議会定例会教育厚生委員会	10:00	本庁第一会議室	教育長、教育次長、各課長、班長
16	金	9月市議会定例会算審査特別委員会	10:00	本庁第一会議室	教育長、教育次長、各課長、班長
21	水	島原市教育文化振興事業団理事会	14:00	有明文化会館	教育次長
21	水	令和5年度当初予算各小中学校ヒアリング（～10月4日）	終日	市内小中学校	課長、班長、課員
22	木	9月市議会定例会閉会	10:00	本庁議場	教育長、教育次長、各課長
26	月	島原振興局への要望	13:30	島原振興局	教育次長
28	木	決算審査特別委員会（～29日）	10:00	本庁第一会議室	教育長、教育次長、各課長、班長
30	金	条件付職員辞令交付式	8:30	本庁2A会議室	教育長、教育次長
		《付記事項》			
10	土	島原道路建設促進大会	16:00	有明公民館	教育長、各課長
18	日	台風14号災害対策本部体制（～19日）	15:30	本庁・有明庁舎・避難所	教育長、教育次長、各課長、班長、課員

教育委員会 10月定例会 報告事項

[9月]

(学校教育課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
2	金	就学児相談（～9/30随時）	9:30	有明庁舎	池田
5	月	水泳授業参観（三会小開始）	10:00	有明プール	池田
5	月	台風11号による日課短縮		市内小中学校	
6	火	台風11号による臨時休業		市内小中学校	
6	火	運動部活動地域移行担当者会（オンライン）	13:30	有明庁舎	原川
7	水	定例校長会	9:30	杉谷公民館	長谷川、内島、池田、林田、原川
7	水	道徳教育パワーアップ研究協議会（オンライン）	14:30	有明庁舎	原川
8	木	長崎県ケアラー支援条例（案）に係るオンライン意見交換会	16:00	本庁舎	課長
12	月	定例教頭会	10:30	杉谷公民館	課長、長谷川、内島、池田、林田、原川
13	火	不登校支援会議（オンライン）	9:00	有明庁舎	原川
14	水	献立作成委員会	10:00	有明給食センター	寺中
15	木	科学作品展準備	9:00	島原文化会館	課長、長谷川、内島、池田、林田、原川
17	土	吹奏楽合同演奏会			教育長
17	土	第72回科学作品展	10:00	島原文化会館	
18	日	第72回科学作品展（台風14号接近のため中止）	10:00	島原文化会館	
20	火	9月養護教諭部会	14:00	杉谷公民館	林田
21	水	令和5年度予算編成に係る学校現地ヒヤリング	9:30	杉谷公民館	寺中
21	水	教務主任会	14:00	大三東小学校	林田
22	木	第1回GIGA研修	14:30	第四小学校	林田、木下
26	火	第1回学力向上推進会議	10:30	県庁	林田
28	水	市中体連駅伝大会	8:30	復興アリーナ	教育委員、課長、長谷川、内島、池田、林田、原川
29	木	教育長・校長合同研修会	10:00	県教育センター	長谷川、内島
30	金	島原市学力向上研修会	14:30	杉谷公民館	林田

島原市教育委員会 11月定例会報告事項

【令和4年10月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
3	月	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、小山、小林
4~7	(火~金)	島原市所蔵古文書調査事業	13:30	島原図書館	吉田
4	火	島原城櫓台所有者との協議	11:00	有明庁舎第二会議室	課長、大津、吉岡
5	水	文化財保護審議会	13:30	森岳公民館	教育長、次長、課長、文化財保護推進室
6	木	第222回市民文化講座「能楽関連資料をめぐって～藩主忠房公の能楽～」	19:00	森岳公民館	課長、本田、林田
7	金	第52回九州ブロック社会教育研究大会大分大会	10:00	オンライン開催	社会教育委員、課長、本田
7	金	当初予算編成会議	13:30	本庁舎2-A	課長、本田
8	土	島原城新能肥前島原子ども狂言出演	17:00	島原文化会館	教育長、次長、課長、本田、小山
12	水	長崎県公民館連絡協議会第2回理事会	10:30	オンライン開催	課長
12	水	青少年健全育成ココロねっこ指導員等講習会	13:30	森岳公民館	本田
12	水	島原市民音楽祭第2回代表者会(中学生の部)	19:30	森岳公民館	本田、小山
14	金	故郷しまばら二十歳の集い第2回実行委員会	19:30	本庁舎2-A	課長、本田、小山
19	水	第60回島原市美術展覧会(～23日(日))	9:00	島原文化会館	課長、社会教育文化班
20	木	第72回長崎県公民館大会五島・新上五島大会			対面開催を中止
20	木	社会教育担当者会	9:30	三会公民館	課長、本田、野口指導員
20	木	第2回 島原市少年センター補導委員幹事会	18:30	浪花寿司	課長、本田、出田指導監
21	金	島原半島社会教育連絡協議会 役員会・総会・研修会	13:30	有明公民館	社会教育課全員
23	日	薬園跡の薬草教室 アサギマダラの観察会	10:30	旧島原藩薬園跡	大津、山下、峰
24	月	第3回指定管理者選定委員会	13:30	本庁庁議室	課長、本田
24	月	島原市民音楽祭第3回代表者会(邦楽の部)	19:00	森岳公民館	本田、小山
24	月	島原市民音楽祭第3回代表者会(洋楽の部)	19:30	森岳公民館	本田、小山
25	火	市町村教育委員会研究協議会事前打ち合わせ	13:30	オンライン開催	教育長、課長
27	木	文化庁主任調査官渋谷様(史跡担当)島原城跡視察(～28(金)まで)	16:00	島原城、鉄砲町ほか	教育長、次長、課長、文化財保護推進室
29	土	文化財保存活用地域計画地域ワークショップ「しまばらお宝彩八見」(杉谷地区)	13:00	杉谷公民館	課長、文化財保護推進室
※ 各地区にて高齢者学級7回(担当:野口)・女性学級9回開催(担当:松本)					

【付記事項】

6	木	食育推進幹事会	13:30	本庁2-D	課長
22	土	三会っ子活動「三会地区の史跡めぐり」	8:30	三会地区	大津

令和4年 10月行事予定表

令和4年10月3日現在

太字ｺﾞｯｼｬ 教育委員出席予定
 ◎ 教育長出席
 ○ 教育次長出席
 △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日 曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1 土				
2 日				市民体育祭各種競技会視察 8:00 市内各会場 市長、◎○△
3 月	定例教育委員会 13:30 有庁2階第1会議室 ◎ ○△		朝のあいさつ運動 7:30 市内一円 ◎○△	
4 火				
5 水	副安全運転管理者講習(オンライン講習) 13:00 本庁2D △			
6 木	第2回採用試験第1次合否判定会議 13:30 本庁庁議室 ◎ 未来を語る地域懇談会 19:00 三会農村環境改善センター ◎○	島原市成長発育二次検診 19:00 島原市医師会館 △		
7 金	当初予算編成会議 13:30 本庁舎 ◎△ 市長と未来を語る地域懇談会 19:00 霊丘公民館 ◎○	10月定例校長会 9:30 杉谷公民館 ◎△ 当初予算編成会議 13:30 本庁舎 △	当初予算編成会議 13:30 本庁舎 △	当初予算編成会議 13:30 本庁舎 △
8 土			島原城薪能 17:00 島原文化会館 ◎△	
9 日		市民体育大会 △ 課員		第67回島原市民体育祭大運動会 9:00 市営陸上競技場 市長・副市長、◎○△
10 月	国民の祝日			
11 火				教育厚生委員会行政視察 神奈川県横須賀市・東京都八王子市 △
12 水	市長と未来を語る地域懇談会 19:00 白山公民館 ◎○	10月定例教頭会 10:30 杉谷公民館 △	長崎県公民館連絡協議会 第2回理事会 10:30 オンライン △	教育厚生委員会行政視察 神奈川県横須賀市・東京都八王子市 △
13 木		特別支援学校就労支援フォーラム2022in島原 13:30 有明総合文化会館 ◎		教育厚生委員会行政視察 神奈川県横須賀市・東京都八王子市 △ 夢の教室 終日 五小
14 金				夢の教室 終日 有明中
15 土				九州学生陸上競技新人選手権大会 市営陸上競技場
16 日				九州学生陸上競技新人選手権大会 市営陸上競技場
17 月				
18 火		学校巡回訪問 10:45 有明中学校 ◎○△		夢の教室 終日 二中
19 水	第34回九州都市教育長協議会定期総会並びに研究大会 移動日 鹿児島市 ◎		島原市美術展 9:00 島原文化会館 ◎○△(～23日まで)	夢の教室 終日 一小
20 木	第34回九州都市教育長協議会定期総会並びに研究大会 10:00 鹿児島市 ◎		社会教育担当者会 9:30 三会公民館 △ 第2回島原市少年センター補導委員幹事会 18:30 浪花寿司 △	夢の教室 午前 一小・午後 二小 県民体育大会代表者会議・組合せ抽選会 13:30 県営野球場
21 金	第34回九州都市教育長協議会定期総会並びに研究大会 9:00 鹿児島市 ◎	島原市結核対策委員会 19:00 霊丘公民館 △	島原半島社会教育連絡協議会 13:30 有明公民館 △	夢の教室 午前 四小・午後 三会小
22 土				
23 日				第17回島原タグラグビーフェスタ(開会式挨拶) 10:00 平成町多目的広場 ◎
24 月			指定管理者選定委員会 13:30 本庁庁議室 △ 市民音楽祭洋楽の部第3回代表者会 19:30 森岳公民館	
25 火	市長と未来を語る地域懇談会 19:00 安中公民館 ◎○			夢の教室 午前 高野小・午後 湯江小
26 水	人事管理ヒアリング 9:00 有明庁舎 ◎○△			夢の教室 終日 一中
27 木			文化庁史跡担当渋谷主任調査官島原城跡視察 16:00 ◎△(～28日まで)	夢の教室 午前 一中
28 金	市長と未来を語る地域懇談会 19:00 森岳公民館 ◎○	第44回北村西望美術展審査会 9:30 島原文化会館 △		夢の教室 午前 大三東小
29 土	第2回採用試験2次試験 9:00 本庁2A会議室 ◎		しまばらんお宝彩八見(文化財保存活用計画ワークショップ) 杉谷地区 12:30 △	
30 日				
31 月	令和4年度市町村教育委員会研究協議会 10:00 長崎市 ◎(～1日)		令和4年度市町村教育委員会研究協議会 10:00 長崎市 ◎△(～1日)	